

# 雇用保険申立書

私は、別紙のとおり 令和 年 月 日 付で離職しました。  
雇用保険法に基づく失業給付については、以下のとおりであることを申し立てます。

〔以下、1～4、いずれかを選択（数字を○で囲み）〕

1. 雇用保険に加入していなかった。
2. 加入していたが、受給要件を満たしていない。  
（離職票1及び2の写しを提出）
3. 受給手続きを行わないため、今後受給しません。  
（離職票1及び2の写しを提出）
4. 現在受給手続き中のため、待機期間満了後、雇用保険受給資格者証の写しを速やかに提出します。受給額が日額3,612円以上（※）となる場合は、被扶養者の認定取消を行います。
  - ・手続きが済んでいる場合…「雇用保険受給資格者証」の写しを提出
  - ・手続きが済んでいない場合…離職票1及び2の写しを提出（待機期間満了後、「支給開始年月日及び支給額の印字がある」雇用保険受給資格者証の『裏面』写しを速やかに提出すること）

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

地方職員共済組合 沖縄県支部長 殿

被扶養者氏名（自筆） \_\_\_\_\_ 組合員との続柄 \_\_\_\_\_  
（妻・長男等）

組合員番号 \_\_\_\_\_ 組合員氏名（自筆） \_\_\_\_\_

-----  
◇4については雇用保険の受給額が日額3,612円以上（※）となる場合は、被扶養者の要件を  
欠くこととなりますので、認定取消申告用の「被扶養者申告書」も併せて提出ください。

※所得要件が180万円となる方は、「日額5,000円以上」となります。